2015年8月23日中原教会メッセージ

聖書箇所：ダニエル書7:13-14、21-22、26-27

　　　　　　　　　　　　**「永遠の御国を継ぐ者」**

　今日は、常盤先生の夏休み、ということで私がメッセージを取り次がしていただきます。前回、修士論文で選んだダニエル書7章からメッセージを致しましたが、今回も同じダニエル書7章から、「永遠の御国を継ぐ者」というテーマでお話しいたします。ダニエル書7章の三か所を読んでいただきました。繰り返し表現がでてくるところです。繰り返しになるかもしれませんが、ダニエル書について若干ご説明いたします。1章から6章までは捕囚の民がバクダッドで経験した迫害とそれに対する神様の守り、の物語を述べた部分です。7章以降12章までは、BC3cのシリアによるイスラエル信仰への大迫害を背景に、ペルシャ治世を題材としてこれから起こる終末的状況を預言・黙示している部分です。7章はその最初であり、これから起きること全体を、黙示で表現したものです。本日お読みいただいた三か所は神様が御国の支配・統治権を譲り渡す場面であり、3回にわたってこの譲渡がされます。少しづつ変化していきます。

　まず、13-14節をみます。「私がまた、夜の幻を見ていると、 見よ、人の子のような方が天の雲に乗って来られ、 年を経た方のもとに進み、その前に導かれた。14 この方に、主権と光栄と国が与えられ、 諸民、諸国、諸国語の者たちがことごとく、 彼に仕えることになった。 その主権は永遠の主権で、過ぎ去ることがなく、 その国は滅びることがない」とあります。「年を経た方」というのは端的に言えば「年とった人」の意味で、神様のことです。「主なる神」ヤーヴェというより、メソポタミア全般にあった「神」エールを指していると言って良いでしょう。言葉を遡って行きますと「年を経た方」とはエール・オーラーム「永遠の神」にたどり着きます。王国を譲受ける「人の子のような方」とはだれでしょう。「人の子」は「預言者」とみるのが妥当です。当時、「預言者」といえばエリアです。エリアは終末の日の前に再びこの世に現れる、と信じられていました。すると「エリヤのような方」となります。「ようなかた」ですから再来のエリアそのものではありません。「天の雲に乗って来るのは」旧約での言い回しから、神様そのものでなければなりません。従って「人の子のような者」は神様の分身でエリアのような様相をしている、ことになります。旧約では神様をこのように見える形で描写するのは原則あってはならないことですから、「人の子のような者」は神様ご自身であってはなりません。敢えて言えば「神の子」です。人間の目に見える形をとった神様です。神様が神の子に御国を譲り渡す、ということです。私たちクリスチャンは「ああそれはイエス様のことだ」と言いたくなりますが、ここではじっくりダニエル書に聞きましょう。14節でこの方に「主権と光栄と国」が与えられた、と記されています。光栄はちょっと別にすると「主権と国」という事になります。「主権」と訳されているのはシャルターンという単語で、対外的独立権、当時で言えば典型的には軍事権です。「主権」と訳すのは妥当です。問題は「国」です。現代に於ける国家は18世紀くらいに確立した「領域国家」で、旧約の当時はそんなものはありません。この言葉は、マルク―と言う言葉で王という言葉から来ています。「王位」、「王権」、「王国」の意味です。この中では「王権」という訳が妥当です。統治権の意味です。主権が軍隊を意味するのと並行して考えれば徴税権です。民を支配する力、ということです。あえて「栄光」について考えてみると、これはイェーカールという単語で「高価なもの」、「尊敬すべきもの」、「尊重されるべきもの」という意味であり、「栄光」と訳すのは妥当と思われます。具体的に意味しているのは宗教的権威のことでしょう。こう理解すると、神様から神の子に主権、栄光、王権、即ち、軍事力、統治権、宗教的権威が渡された、ということです。そしてこの方にすべての人が従い、この国は永遠の国である、と言っています。これこそ「神の国」です。

　次に第二回目の王国譲渡をみましょう。21-22節をお読みします。「私が見ていると、その角は、聖徒たちに戦いをいどんで、彼らに打ち勝った。22 しかし、それは年を経た方が来られるまでのことであって、いと高き方の聖徒たちのために、さばきが行われ、聖徒たちが国を受け継ぐ時が来た」とあります。国を譲り渡す主語がありません。文脈から見て最初の王国譲渡者である神様と同じ、と考えるのが自然です。「人の子のような者」と解釈することはできません。角（つの）と言っているのは邪悪な人々の事で一時的に彼らによる支配が発生します。しかし、「年を経た方」即ち神様が来て、世界のあるべき姿を回復します。譲り受ける方は「いと高き方の聖徒たち」です。この「いと高き方」とは神様のことですから、「神の聖徒ら」です。「聖徒」というのは英語では「saints」です。この言葉は神の使者を指しています。新約聖書での言い方では「天使」です。そもそもは「聖なる方」の意味であり神様そのものを指す言葉でしたが、「神の使者」に拡張使用されるようになってきました。当時、迫害の中、神殿礼拝を守り続けていた人々のことを指す、という意見があります。まだそこまで拡張された意味に解釈するのは行きすぎです。ダニエル書の後のマカビー書では神殿に籠りヤハヴェ信仰を守り切ろうとして殉教した人々にまで「聖徒」は拡張されています。また、新約聖書では十二弟子たちを指して「聖徒」と言っていますが、ダニエル書の時代はまだ「神の使者」と理解すべきです。まだ天的存在者のことであり、地上の人間の事ではありません。受け継ぐのは「国」とありますが、先程の事からすれば「王権」即ち統治権のみです。「神の子」は「主権」「王権」「栄光」を受け継ぎますが「神の使者」は「王権」のみです。「主権」即ち「軍事力」が譲渡されていません。即ち「神の使者」が受け継ぐのは、「神の国」のすべてではなく、一部を授権するのです。従って、ダニエル書7章成立の頃、武器を取ってシリアに反抗しようというマカビー達が現れますが、ここでの「聖徒」にはこれら武力反抗者は含まれていない、と考えられます。注意しなければならないのは、「裁きが行われ」と記されている点です。「神の使者」にも神の裁きが適用され、その後、王権譲渡があるというのです。21節では一時的に「聖徒たち」が敗北することが示唆されています。これはシリアの暴君、エピファネスが神殿礼拝を禁止し、ギリシャ風習慣を強制したことを指している、と考えられます。「神の国」がこの世に実現する前には、むしろ大迫害の時があり、そして権力者たちは裁きを受ける、ということを言っています。このことはダニエル書の新約版ともいうべき黙示録に脈々と受け継がれています。ダニエル書の預言は主イエス・キリストの受肉までであり、終末の日、裁きの日の預言は黙示録に置け継がれた、と言えます。譲渡後のことについては18節にあります「いと高き方の聖徒たちが、国を受け継ぎ、永遠に、その国を保って世々限りなく続く」とあります。永遠の御国、即ち「神の国」です。「永遠の」ということは、時間が存在せず、空間的移動が瞬間的に行われる世界です。

　第三の最終の王国譲渡はどうなっているでしょう。26-27節をお読みいたします。「しかし、さばきが行われ、 彼の主権は奪われて、 彼は永久に絶やされ、滅ぼされる。 27 国と、主権と、天下の国々の権威とは、 いと高き方の聖徒である民に与えられる。 その御国は永遠の国。 すべての主権は彼らに仕え、服従する」とあります。まず迫害者が裁きにあい滅ぼされます。イスラエルの信仰での「滅び」とは霊と肉の両方が死滅することです。通常は死によって肉が滅びるのみですが、ここでは霊も滅び、神様の復活予定者名簿からも外された人々です。譲り受けるのは「いと高き方の聖徒である民」と、しるされています。「いと高き方」は神様のことで異論はありません。「民」も地上の人間でイスラエルの信仰深い人々、という具体的人間のことを指している、と言う点もまちがいない、ところでしょう。問題は「神」「聖徒」「民」の関係です。私は「いと高き方の聖徒らの民」と解釈しています。第二回目の王国譲渡の時の「聖徒」らの「民」と解釈するのです。新改訳聖書では「聖徒である民」とされていますから、「民」が地上の民であれば「聖徒」も地上の人々になります。どちらも神殿礼拝のため殉教した敬虔なる人々とその仲間、ということになります。このような解釈は文法的にかなり無理な解釈です。私は「いと高き方」即ち神様を13節の「人の子のような方」即ち「神の子」と解釈すると、第一回は「神の子」への王国譲渡、第二回は「神の子の聖徒ら」への王国譲渡、第三回は「神の子の聖徒らの民」への王国譲渡と言う具合に階層的な王国譲渡がなされている、と解釈することができます。このような三階層の支配権譲渡が終末の時即ち「主の日」に行われるのです。第三回のところで譲渡されるのは「国」即ち「王権」と「主権」と「権威」です。「王権」と「主権」は第一回目にでてきています。「権威」と訳されている単語は「レーブ」という「偉大さ」と言う意味での言葉であり、第一回目の時の「光栄」と通じるものがあります。譲渡の対象になっているものについては、第一回と第三回がほぼ同じであり、第二回目の王権譲渡は過渡的な譲渡と言えます。第三回の最終王国譲渡は第二回同様「裁き」が前提になっていることは注意する必要があります。裁きの時を経た、イスラエルの敬虔なる人々に神の国の統治が委ねられる、ということになります。

　この“神様の救いは「裁き」が前提になっている”ということはキリスト教信仰にとって極めて重要な事です。一生懸命お祈りすれば必ず救われる、という訳ではないのです。「南無阿弥陀仏」を繰り返し唱えていると、凡人も仏の救いに与る、即ち極楽に往生できる、という教えは、事実とすればこんなありがたい話はありません。キリスト教は“そんな都合の良い話はない。義なる神は、人間の罪を赦さず、死すべき者としての裁きを行う”というのです。人間は神の裁きから逃れることができないのです。救いようのない罪にある人間の現実の中で、神様はひとり子を十字架につける、という犠牲を払って、人間の罪をその人に集中し、人間の罪を裁くことを止めたのです。人間の方から見ますと、神の子を生贄として捧げることにより、神様に罪の許しを希う、ということです。神の愛の背後にはこのような犠牲による赦し、があるのです。キリスト教は、日本で花咲いた浄土宗、浄土真宗のような徹底的他力本願仏教とはそこが異なります。キリスト教では「裁き」があるのです。愛なる神は裁き主でもある義なる神でもあるのです。

　ここで文法的な事をひとつ申し上げます。第一回目14節の「この方に、主権と光栄と国が与えられ」の「与えられ」は文法的には完了形です。第二回目22節の「聖徒たちが国を受け継ぐ時が来た」の「来た」も完了形です。第三回27節の「国と、主権と、天下の国々の権威とは、 いと高き方の聖徒である民に与えられる」の「与えられる」も完了形です。ヘブル語には将来の事柄で起きることが確実なことは完了形で表現しても良い、という完了形の使い方があります。確実におきることは既に起きたことと同じである、ということです。神様の約束は必ず起きるはずだから完了形で表現している、ということです。この事は「神の国」の到来をどう理解するか、についての私たちの信仰にとっても重要なことです。「神の国」到来は将来の事ではあっても既に到来しているのと同様なのです。なぜなら、主イエス・キリストが既にこの世にいらしたからです。また、このことはイスラエルの「希望」の理解に関しても重要な事です。神様の約束に基ずく「希望」は起きることが確実なのですから既に起きたことと同様なのです。現在の生ける神の働きの中に既に「希望」の実現の予兆がある、という事になります。イスラエルの国歌は「希望」というタイトルですが、そこでは主なる神が今も生きて働いている、という信仰を歌いあげています。既に「希望」の実現が見えている、というのです。

　ダニエル書7章における三段階での王国譲渡を見ました。主イエス・キリストの下で、新しきイスラエルたるキリスト者が「神の国」の働き手となることは光栄ある「希望」です。復活の主イエスは今も働いておられます。私たちの「希望」は私たちの見えない所で既に実現しつつあるはずです。共に証の生活にいそしみましょう。祈ります。（ご在天の父なる御神様、この礼拝の時を感謝致します。ダニエル書7章から私たちが新しいイスラエルとして生かされていることを知らしめてくださりありがとうございます。福音は神様の約束です。この主イエスによる救いを述べ伝え、証の生活を営む者とさせて下さい。われらの救い主イエス・キリストの名によって祈ります。アーメン）